広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、五年程度後を期限として」に改め、二の⑴を次のように改める。

⑴　都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。

なお、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定については、速やかに行うこと。

二の⑵中「の実現の期限」を削り、「推進計画策定後五年度以内（平成二十四年度まで）を目途に」を「本指針が定められた当初の期限である平成二十四年度末から五年程度後の平成三十年四月一日までに」に改める。

三の1の⑵の②中「少子化の進展による」を削り、三の1の⑶を次のように改める。

⑶　広域化対象市町村の組合せ

本指針三、2に基づき定めること。

なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、3によること。

三の1の⑷中「本指針三、3」を「本指針三、4」に改め、三の2の⑴中「かんがみる」を「鑑みる」に、「ただし」を「しかしながら」に、「これらに対する十分な考慮が必要である」を「広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。その際、例えば、当該組合せの広域化を段階的に実現するために段階ごとの組合せをあわせて定めるという方策も考えられる」に改め、三の3を三の4とし、三の2の次に次のように加える。

3　消防広域化重点地域の指定等

⑴　消防広域化重点地域の指定の趣旨

本指針一、3の趣旨を踏まえ、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、4に掲げる各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設ける。

⑵　都道府県知事による重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを重点地域として指定することができる。

①　今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

②　広域化の気運が高い地域

広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、当該指定を行ったときはその旨を、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

⑶　関係市町村の意見の聴取等

重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、重点地域に指定された市町村以外の市町村から重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする重点地域の指定等に努めるものとする。

⑷　重点地域の指定の変更

⑵及び⑶は、重点地域の指定の変更について準用する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第五号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十六条第二項の規定に基づき、消防吏員の階級の基準（昭和三十七年消防庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

消防庁長官　岡崎　浩巳

第二条第二号中「含む。」の下に「以下この号及び次条第二号において同じ。」又は人口七十万以上の市町村（指定都市を除く。）を加え、同条第三号中「人口三十万以上の市町村」の下に「（前号に掲げる市町村を除く。）」を加え、同条第四号中「人口十万以上の市町村」の下に「（前二号に掲げる市町村を除く。）」を加える。

第三条第一号中「あつては」を「あつては」に改め、同条第二号中「にあつては」を「及び市町村にあつては」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「あつては」を「あつては」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第六号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十九条第十二項の規定に基づき、消防組織法第十八条の二第十一号に規定する消防庁長官が指定する市（昭和四十三年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

消防庁長官　岡崎　浩巳

題名を次のように改める。

消防組織法第二十九条第十二号に規定する消防庁長官が指定する市

本則中「第十八条の二第十一号」を「第二十九条第十二号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省　経済産業省告示第二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十五年三月財務省　経済産業省告示第一号）は、同日をもって廃止する。

平成二十五年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること
二	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点をいかした事業を促進すること
三	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること
四	1　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定められる新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれる者 3　中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画を含む。）の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する者	中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援すること